

(仮称) 新福祉会館建設に係る市民説明会

平成29年4月15日(土) 午前10時～正午

於：萌え木ホール

平成29年4月21日(金) 午後6時～8時

於：小金井第一小学校体育館

目 次

- 1 (仮称) 新福祉会館建設に向けた経過 1 ページ
- 2 (仮称) 新福祉会館の基本理念 2 ページ
- 3 (仮称) 新福祉会館の機能と事業展開 3 ページ
- 4 立地及び建設規模 6 ページ
- 5 (仮称) 新福祉会館建設スケジュール 7 ページ
- 6 資料編
 - ① (仮称) 小金井市新福祉会館建設に係る庁内検討委員会設置要綱 8 ページ
 - ② (仮称) 小金井市新福祉会館建設基本計画市民検討委員会設置要綱 . . . 10 ページ
 - ③ (仮称) 小金井市新福祉会館建設スケジュール 12 ページ

1 (仮称)新福社会館建設に向けた経過

時 期	内 容
昭和43年3月	(旧)福社会館建築
平成23年3月	(旧)福社会館耐震診断委託において、耐震補強等の対策が必要であり、建物全体に対しても補修等の改善が必要であるとの診断を受け、耐震補強工事等庁内検討委員会を設置
平成23年3月～ 平成24年3月	庁内検討委員会における検討の結果、耐震工事は行わず最終的な場所は決定しないが建て替えを行うことを決定
平成24年4月～ 平成26年6月	福社会館の整備等に関する庁内検討委員会を設置し、検討の結果、耐震補強工事を行うことが現実的と判断するとともに、建て替えに向けた課題の整理について協議・検討を継続
平成26年7月	保健福祉施策における制度変更等、将来を見据え、新たな基本理念のもと、新たな場所で施設を建設することを決定
平成26年12月	建設予定地を本町暫定庁舎用地とした平成31年度竣工目標の(仮称)新福社会館建設計画(案)を策定
平成27年12月	(仮称)新福社会館建設検討委員会(第1回)開催 ※以降の開催はせず、平成28年10月に解散
	市長交代に伴い(仮称)新福社会館建設に係る事業を中断
平成28年3月～ 平成28年8月	庁内にプロジェクトチームを設置し、新庁舎建設において本庁舎・第二庁舎・福社会館・図書館・前原暫定集会施設・本町暫定庁舎を複合化することの調査、検討実施
平成28年10月	小金井市議会「新福社会館と新庁舎の早期建設を求める決議」を全会一致で可決
	6施設複合化をゼロベースで見直すことと合わせ、新庁舎・新福社会館・清掃関連施設の再整備を一体的な課題とし、早急な検討に着手
平成28年12月	新庁舎及び新福社会館は、平成33年度竣工を目標とすることを表明
平成29年1月～ 平成29年3月	福祉保健部内で、(仮称)新福社会館建設計画について検討

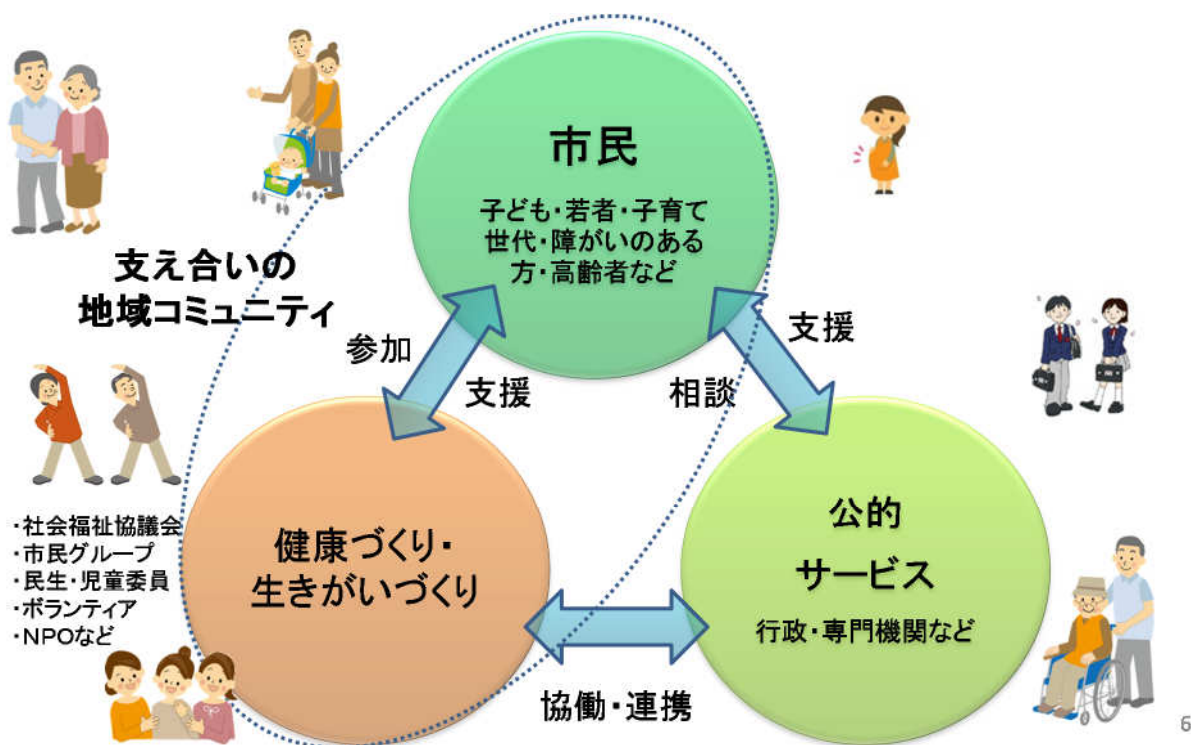
2 (仮称) 新福社会館の基本理念

(仮称) 新福社会館の建設に当たっては、保健福祉総合計画中の地域福祉計画で掲げている4つの基本理念「人間性の尊重」、「自主・自立の確保」、「参加・連帯と共生」及び「生活の質の向上」の視点は欠かせません。

そこで(仮称) 新福社会館の基本理念は、

「つなぎ、つながり、支え合い、高め合う、
新しいきずなを創ります」

として、下図のような機能を有する施設を整備することを目指します。



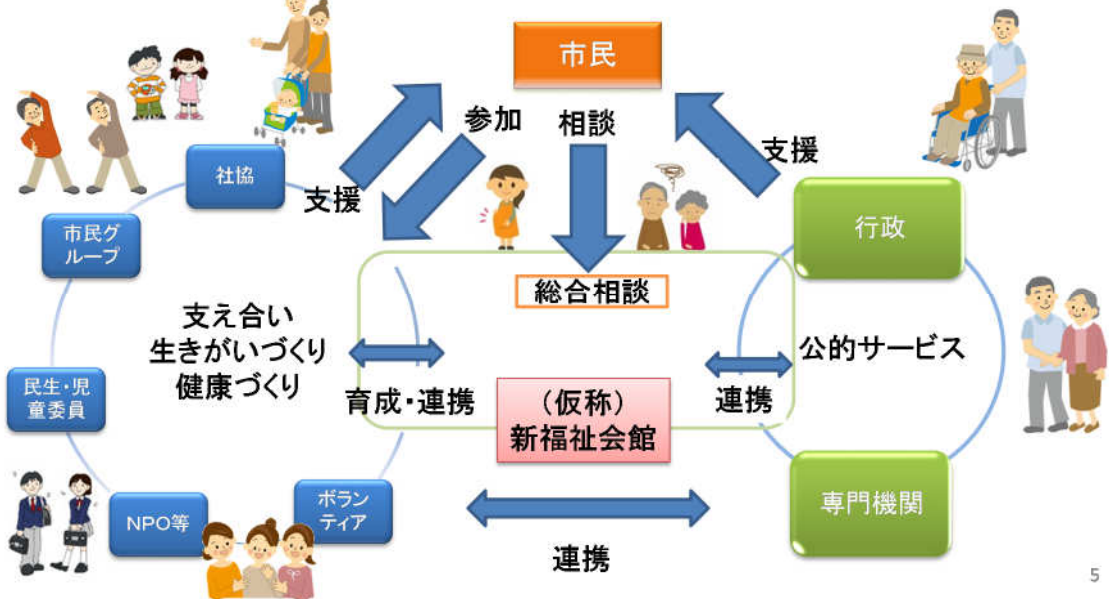
平成29年第1回定例会 市長報告資料1より

【新施設のイメージ】

あらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して暮らすことのできる仕組みを構築しつつ、健康づくり・生きがづくりの機会を提供

3 (仮称) 新福社会館の機能と事業展開 (福祉保健部案)

～事業展開イメージ～



5

(1) 保健福祉の総合的支援の充実

ア 福祉と健康に関する総合的な相談、啓発・情報発信機能

年齢や障がいの有無に関わらず、すべての方を対象に、各々が抱える問題に対し、問題解決に向けた適切なアドバイスを行ったり、適切な機関へつなぐ専門員の配置及び福祉と健康に関する制度案内、講演会・研修等企画の紹介等の情報発信機能を果たす「福祉総合相談窓口」を導入します。

(機能イメージ)

- ・相談者自身が抱える問題を整理できず、適切な相談機関がわからない方と行政等をつなぐコーディネート機能
- ・福祉と健康に関する制度案内や各種事業・関係するNPO団体等の活動情報の発信

イ 保健衛生

健康教育や健康診査をはじめとする成人保健事業や食育事業を実施するほか、子育て世代に対しては妊婦面接事業をはじめとする母子保健事業と子育て・子育て支援事業との連携による切れ目のない支援を行います。

(機能イメージ)

- ・各種健康診査や健診、予防接種といった保健衛生事業の実施
- ・健康教育や健康づくりに関する講座等の実施
- ・妊娠・出産・育児に係る子育て世代が抱える不安や健康保持への切れ目のない支援の実施

(2) 地域における多様な交流や活動の推進

ア 子育て・子育て支援

子育て・子育て支援制度の紹介のほか、各種講座等の開催、親子あそびひろばといった場の提供を基に、子育て世代の親子がつどい、子育てにかかる情報交換、情報共有を通じた相互のつながり、支え合いの場を提供します。

(機能イメージ)

- ・子育て・子育て支援制度の紹介
- ・子育て・子育て支援に関する講座の実施
- ・親子あそびひろばをはじめとする子育て世代の親子がつどう場の提供

イ 地域福祉の担い手づくり

自らが住む地域が抱える課題、そこに住む手助けを必要としている人々に対し、市民自らが自身の持つ能力を発揮し、主体的に地域を支え合える共生の社会作りを目指すため、社会福祉協議会やNPO法人といった団体と協働し、ボランティア活動に関わる講座・研修を開催します。

(機能イメージ)

- ・サークル活動など、福祉と健康に携わる団体の活動場所としての多目的室・家事实習室
- ・ファミリー・サポート・センターによる地域子育て支援への支え合い機能の充実

ウ 多様な市民の交流

年齢や障がいの有無に関わらず、あらゆる市民が集える各種イベントや、福祉と健康に関する講演会・講座・研修等を実施し、相互理解を促進しノーマライゼーションの理念の定着を目指します。

(機能イメージ)

- ・多くの市民が自由に利用できたり、イベント会場としても活用できるマルチスペース
- ・講演会・講座や研修会場としての多目的室

(3) 参加と協働による地域福祉活動の推進

ア 福祉サービスの利用促進

生活困窮や成年後見、障がいのある方への就労支援、子育てに関する不安や福祉サービスへの苦情等、各種福祉サービスの利用を促進するため、各種制度の紹介を行います。

(機能イメージ)

- ・福祉総合相談窓口における各種福祉サービスの紹介等
- ・自立相談サポートセンター、子ども家庭支援センター等専門機関における個別事業の利用促進

イ 社会参加・生きがいつくり

福祉と健康に関わるボランティア団体等の活動場所や活動内容の紹介を通じ、市民自らが主体的に社会参加し、相互に支え合い、高め合える活動を支援する場を提供します。

(機能イメージ)

- ・サークル活動など、福祉と健康に携わる団体の活動場所としての多目的室・家事实習室
- ・ボランティア団体の活動内容を紹介する場としてのマルチスペース

ウ 災害時ボランティア拠点

地震等による大規模災害発生時における、災害ボランティアの活動拠点としての「災害ボランティアセンター」機能を設けます。

(機能イメージ)

- ・社会福祉協議会における災害ボランティアの養成
- ・災害時におけるボランティアの受け入れ場

4 立地及び規模等

(1) 立地

- ・あらゆる市民に親しまれる施設とするため、市域のいずれのエリアに偏らないことが望ましい
- ・市民サービス向上の観点から、福祉と保健に関する総合的な相談機能は、申請手続き等の受付窓口と近接していることが望ましい
- ・福祉関連施設を利用する方の交通手段として「自動車」は欠かせないところであり、一定のオープンスペースの確保が見込める立地であることが望ましい
- ・発災時の体制として、災害ボランティア拠点は災害対策本部等と緊密な連携が可能であることが望ましい



- ・市のほぼ中央に位置する
- ・(仮称) 新福祉会館の実施事業、機能等をより向上させるためには庁舎機能との連携が重要
- ・車でのアクセスが容易である必要があり、建設場所に接する道路は重要
- ・(仮称) 新福祉会館は、「子ども」の活用を見込むことから徒歩・自転車又は公共交通を利用することも想定



※ 福祉保健部内で検討した結果、これらの要件を満たす建設場所は、「**庁舎建設予定地(蛇の目ミシン工場跡地)**が最も有力な候補地である。」

(2) 規模及び総事業費

平成29年3月に策定した、国における「インフラ長寿命化基本計画」の地方公共団体における行動計画の位置付けであるとともに、市の最上位計画である「小金井市基本構想・基本計画」の将来像を公共施設マネジメントの面から達成する施策分野である公共施設等総合管理計画において、(仮称)福祉会館は保健・福祉施設のひとつにあたるもので、今後、庁内及び市民による調査・検討する計画は個別施設計画に位置付けられます。

公共施設等総合管理計画を踏まえ多機能化による総量抑制を図ることを前提に、施設の規模は、3,500㎡を基本として引き続き検討します。

延床面積：3,500㎡程度を基本とする。

総事業費：約16億6千万円

5 今後のスケジュール等

- (1) (仮称)小金井市新福祉会館建設に関する庁内検討委員会⇒資料1

検討期間：平成29年4月～6月末日

- (2) (仮称)小金井市新福祉会館建設に関する市民説明会開催

- ① 平成29年4月15日(土)午前10時～正午

萌え木ホール

- ② 平成29年4月21日(金)午後6時～8時

小金井第一小学校体育館

※両日とも同内容

- (3) 新福祉会館建設基本計画市民検討委員募集

・定員：4人(選考)

・対象：市内在住・在勤・在学で、平成29年4月1日現在18歳以上の方

※原則、他の付属機関等の委員の方を除く

・任期：委嘱日～平成29年12月31日

・申込：平成29年5月16日まで

- (4) (仮称)新福祉会館建設基本計画市民検討委員会設置⇒資料2

検討期間：平成29年7月～平成29年12月

- (5) (仮称)小金井市新福祉会館建設スケジュール⇒資料3

(仮称) 小金井市新福祉社会館建設に関する庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称) 小金井市新福祉社会館 (以下「新施設」という。) 建設に当たり、新施設に求める基本理念、建設場所、建設規模、機能等について調査し、検討するため、(仮称) 小金井市新福祉社会館建設に関する庁内検討委員会 (以下「庁内検討委員会」という。) を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内検討委員会は、次に定める事項について調査し、検討する。

- (1) 新施設に求める基本理念、建設場所、建設規模、機能等に関すること。
- (2) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他新施設建設の検討等に関して、庁内検討委員会が必要と認めること。

(庁内検討委員会の委員)

第3条 庁内検討委員会は、次の者を委員として構成する。

- (1) 福祉保健部長
- (2) 子ども家庭部長
- (3) 企画政策課長
- (4) コミュニティ文化課長
- (5) 地域福祉課長
- (6) 福祉会館等担当課長
- (7) 自立生活支援課長
- (8) 介護福祉課長
- (9) 高齢福祉担当課長
- (10) 健康課長
- (11) 子育て支援課長
- (12) 子ども家庭支援センター等担当課長
- (13) 建築営繕課長
- (14) 公民館長

(庁内検討委員会の運営)

第4条 庁内検討委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、会議を招集し、統括する。
- 3 庁内検討委員会に副委員長を置き、前条第6号の委員をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員長は、前条に定める委員以外の者を必要に応じて出席させることができる。
(庁内検討委員会の庶務)

第5条 庁内検討委員会の庶務は、福祉保健部地域福祉課において処理する。
(部会)

第6条 委員長は、庁内検討委員会の円滑かつ効率的な運営を図るため必要があると認めるときは、庁内検討委員会に作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会の運営について必要な事項は、別に定める。
(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月13日から施行する。

(小金井市福祉会館整備等に関する庁内検討委員会設置要綱の廃止)

2 小金井市福祉会館整備等に関する庁内検討委員会設置要綱（平成24年5月16日制定）は、廃止する。

(仮称) 小金井市新福祉社会館建設基本計画市民検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称) 小金井市新福祉社会館 (以下「新施設」という。) 建設に当たり、新施設に求める基本理念、建設場所、建設規模、機能等について、建設の前提となる基本的な考え方を示す新施設建設基本計画 (以下「計画」という。) の策定において必要な事項を検討し、及び協議するため、(仮称) 小金井市新福祉社会館建設基本計画市民検討委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画 (素案) を基に、次に掲げる事項について検討し、及び協議し、その結果を反映させた計画 (案) を市長に提出するものとする。

- (1) 新施設に求める基本理念、建設場所、建設規模、機能等
- (2) その他市長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者とし、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民 4人以内
- (2) 福祉関係審議会等に属する者 4人以内
- (3) 市内福祉関係団体等に属する者 2人以内
- (4) 福祉に関する学識経験者 1人以内
- (5) 建築に関する学識経験者 1人以内

2 委員の任期は、委嘱の日から平成29年12月31日までとする。

3 市長は、委員に欠員が生じた場合は、補欠委員を委嘱することができる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項第1号に定める委員の選考方法は、応募者に市が指定する題名で作文の提出を求め、選考によって選出する。

5 前各項に定めるもののほか、委員の選考に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(運営)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会の会議を招集し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(意見聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、公開することが会議の運営に支障があると認められるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

(謝礼)

第8条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、福祉保健部地域福祉課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月7日から施行する。

